

議題 2

市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 広島市学校給食センター条例の一部改正議案に対する意見の申出について
(代決報告第16号) 3
- 2 広島市安佐北食育交流センター条例の制定議案に対する意見の申出について
(代決報告第17号) 8
- 3 変更契約の締結議案に対する意見の申出について (代決報告第18号) 17
- 4 変更契約の締結議案に対する意見の申出について (代決報告第19号) 20
- 5 変更契約の締結議案に対する意見の申出について (代決報告第20号) 22

代決報告第16号

令和7年9月26日提出

広島市学校給食センター条例の一部改正議案に対する意見の申出について

広島市学校給食センター条例の一部改正議案（別紙）について、令和7年8月26日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第96号議案

令和7年9月11日提出

広島市学校給食センター条例の一部改正について

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例

広島市学校給食センター条例（昭和47年広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表広島市可部地区学校給食センターの項中「広島市可部地区学校給食センター」を「広島市北部地区学校給食センター」に、「広島市安佐北区亀山南三丁目29番2号」を「広島市安佐北区可部南二丁目1番36号」に、「可部、亀山及び安佐の各地区」を「安佐南区及び安佐北区」に改め、「中学校」の右に「のうち教育委員会が定めるもの並びに広島市立広島中等教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月7日から施行する。

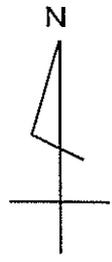
提 案 理 由

給食提供体制の見直し等に伴い、可部地区学校給食センターを廃止するとともに、学校給食センターを新たに設置するため、その名称、位置及び給食の対象範囲を定める必要がある。

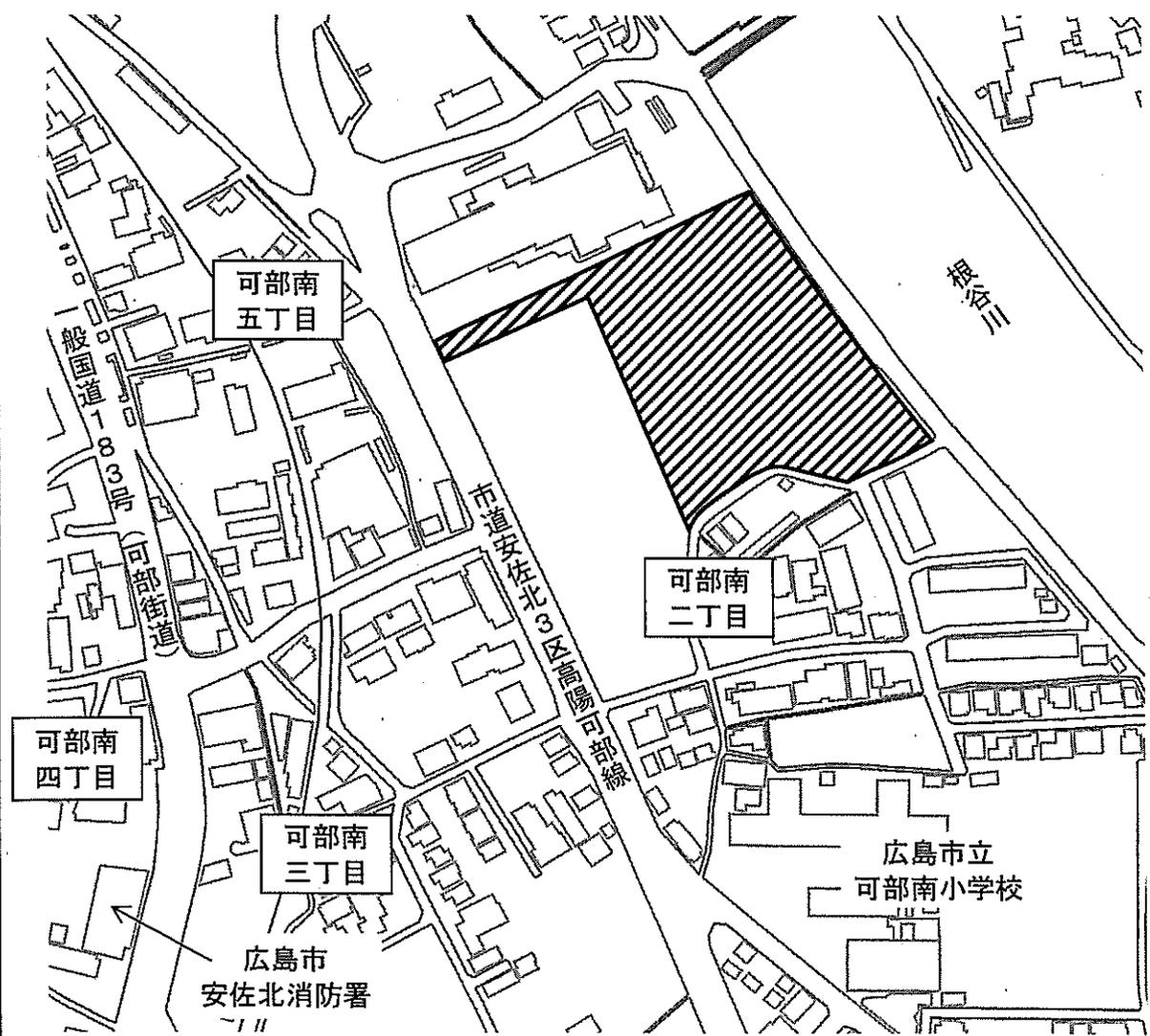
広島市学校給食センター条例 新旧対照表

現 行	改 正																		
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>給食の対象範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市可部地区学校給食センター</td> <td>広島市安佐北区亀山南三丁目29番2号</td> <td>可部、亀山及び安佐の各地区の市立の小学校及び中学校_____並びに教育委員会が適当と認めたもの</td> </tr> <tr> <td>広島市阿戸地区学校給食センター</td> <td>広島市安芸区阿戸町2864番地の2</td> <td>阿戸地区の市立の小学校及び中学校並びに教育委員会が適当と認めたもの</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	給食の対象範囲	広島市可部地区学校給食センター	広島市安佐北区亀山南三丁目29番2号	可部、亀山及び安佐の各地区の市立の小学校及び中学校_____並びに教育委員会が適当と認めたもの	広島市阿戸地区学校給食センター	広島市安芸区阿戸町2864番地の2	阿戸地区の市立の小学校及び中学校並びに教育委員会が適当と認めたもの	<p>第1条～第3条 (現行に同じ。)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>給食の対象範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市北部地区学校給食センター</td> <td>広島市安佐北区可部南二丁目1番36号</td> <td>安佐南区及び安佐北区_____の市立の小学校及び中学校のうち教育委員会が定めるもの並びに広島市立広島中等教育学校(前期課程に限る。)並びに教育委員会が適当と認めたもの</td> </tr> <tr> <td>広島市阿戸地区学校給食センター</td> <td>(現行に同じ。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	給食の対象範囲	広島市北部地区学校給食センター	広島市安佐北区可部南二丁目1番36号	安佐南区及び安佐北区_____の市立の小学校及び中学校のうち教育委員会が定めるもの並びに広島市立広島中等教育学校(前期課程に限る。)並びに教育委員会が適当と認めたもの	広島市阿戸地区学校給食センター	(現行に同じ。)	
名称	位置	給食の対象範囲																	
広島市可部地区学校給食センター	広島市安佐北区亀山南三丁目29番2号	可部、亀山及び安佐の各地区の市立の小学校及び中学校_____並びに教育委員会が適当と認めたもの																	
広島市阿戸地区学校給食センター	広島市安芸区阿戸町2864番地の2	阿戸地区の市立の小学校及び中学校並びに教育委員会が適当と認めたもの																	
名称	位置	給食の対象範囲																	
広島市北部地区学校給食センター	広島市安佐北区可部南二丁目1番36号	安佐南区及び安佐北区_____の市立の小学校及び中学校のうち教育委員会が定めるもの並びに広島市立広島中等教育学校(前期課程に限る。)並びに教育委員会が適当と認めたもの																	
広島市阿戸地区学校給食センター	(現行に同じ。)																		

- 第 9 6 号 議 案 広島市学校給食センター条例の一部改正について
- 第 9 7 号 議 案 広島市安佐北食育交流センター条例の制定について
- 第 1 0 4 号 議 案 変更契約の締結について（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事）



S=1:3,000



設置場所

代決報告第17号

令和7年9月26日提出

広島市安佐北食育交流センター条例の制定議案に対する意見の申出について

広島市安佐北食育交流センター条例の制定議案（別紙）について、令和7年8月26日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第 9 7 号議案

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

広島市安佐北食育交流センター条例の制定について
広島市安佐北食育交流センター条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市安佐北食育交流センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 食に関する教育、活動等の場を提供することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るとともに、市民の交流の促進に資するため、広島市安佐北食育交流センター（以下「食育交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 食育交流センターは、広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 3 6 号に置く。

(事業)

第 3 条 食育交流センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食に関する教育、活動等の場の提供
- (2) 食育に関する教室等の開催
- (3) 食育に関する資料等の展示

(4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 食育交流センターの研修室又は調理実習室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、食育交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第1条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第1項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 食育交流センターの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

(4) その他管理運営上支障があるとき。

2 食育交流センターの研修室又は調理実習室は、引き続き3日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
 - (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
 - (4) その他管理運営上支障があると認められる者
- (使用料)

第7条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用の許可の際、納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額
- (2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
- (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、食育交流センターの研修室又は調理実習室を許可を

受けた目的以外の目的に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(特別設備の設置の許可)

第11条 食育交流センターの研修室又は調理実習室を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(2) 使用者が使用条件に違反したとき。

(3) 第5条第1項各号に掲げる事態が発生したとき。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、食育交流センターの研修室若しくは調理実習室の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償義務)

第14条 食育交流センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の損害賠償責任)

第15条 本市は、第12条の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(委任規定)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 使用許可等の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

区 分	使用料の額（1時間までごとに）
研修室	1,890 円
調理実習室	1,050

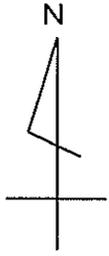
備考

- 1 研修室を区分してその3分の1を使用する場合の金額は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 2 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。

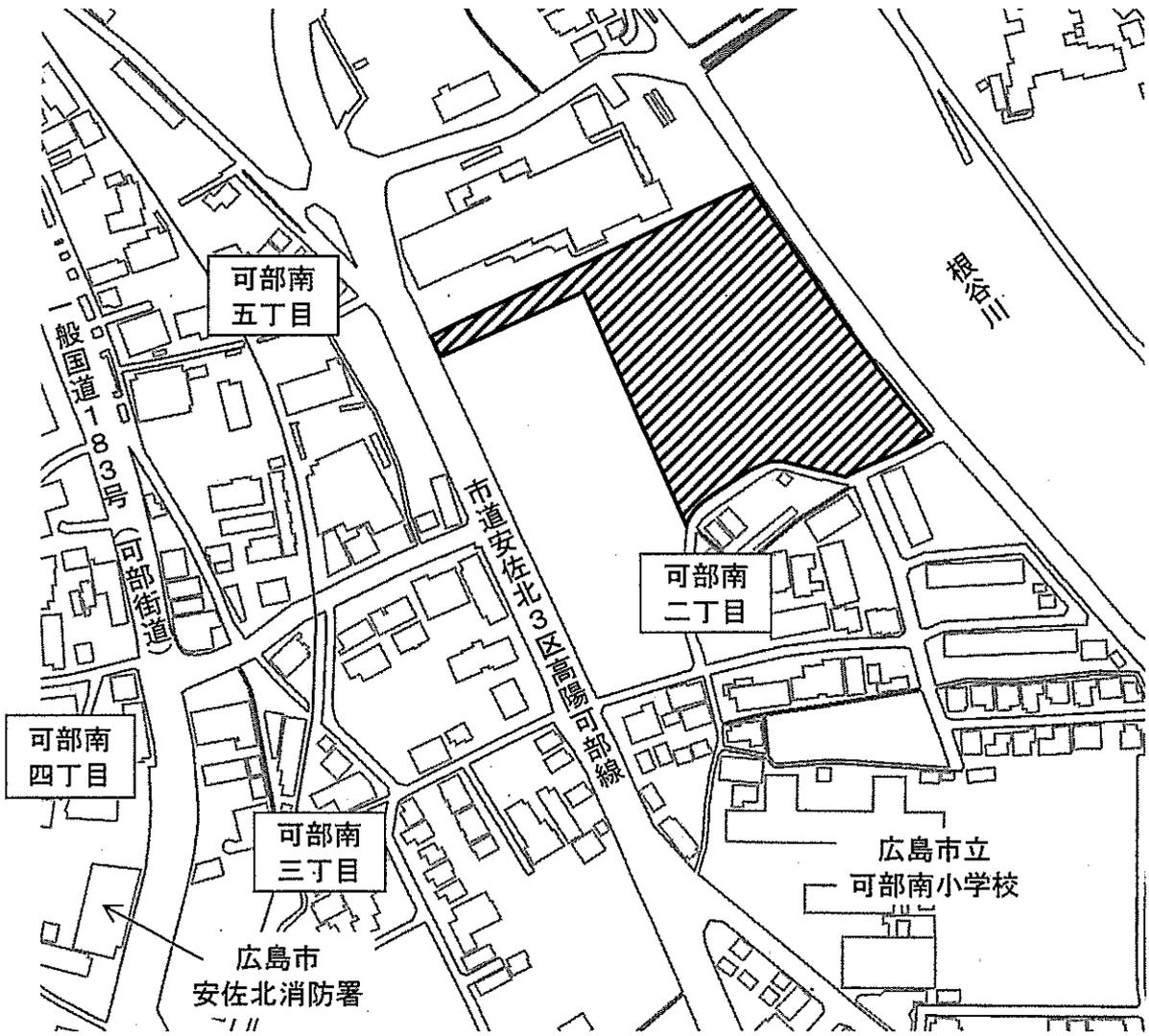
提 案 理 由

食に関する教育、活動等の場を提供することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図るとともに、市民の交流の促進に資する施設として、新たに広島市安佐北食育交流センターを設置するため、その設置及び管理について定める必要がある。

- 第 96 号議案 広島市学校給食センター条例の一部改正について
- 第 97 号議案 広島市安佐北食育交流センター条例の制定について
- 第 104 号議案 変更契約の締結について（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事）



S=1:3,000



設置場所

変更契約の締結議案に対する意見の申出について

広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事に係る変更契約の締結議案(別紙)について、令和7年8月26日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第104号議案

令和7年9月11日提出

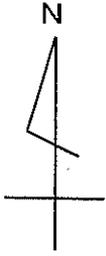
変更契約の締結について

令和5年12月20日付けで共立建設・NSP設計共同企業体と締結した広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

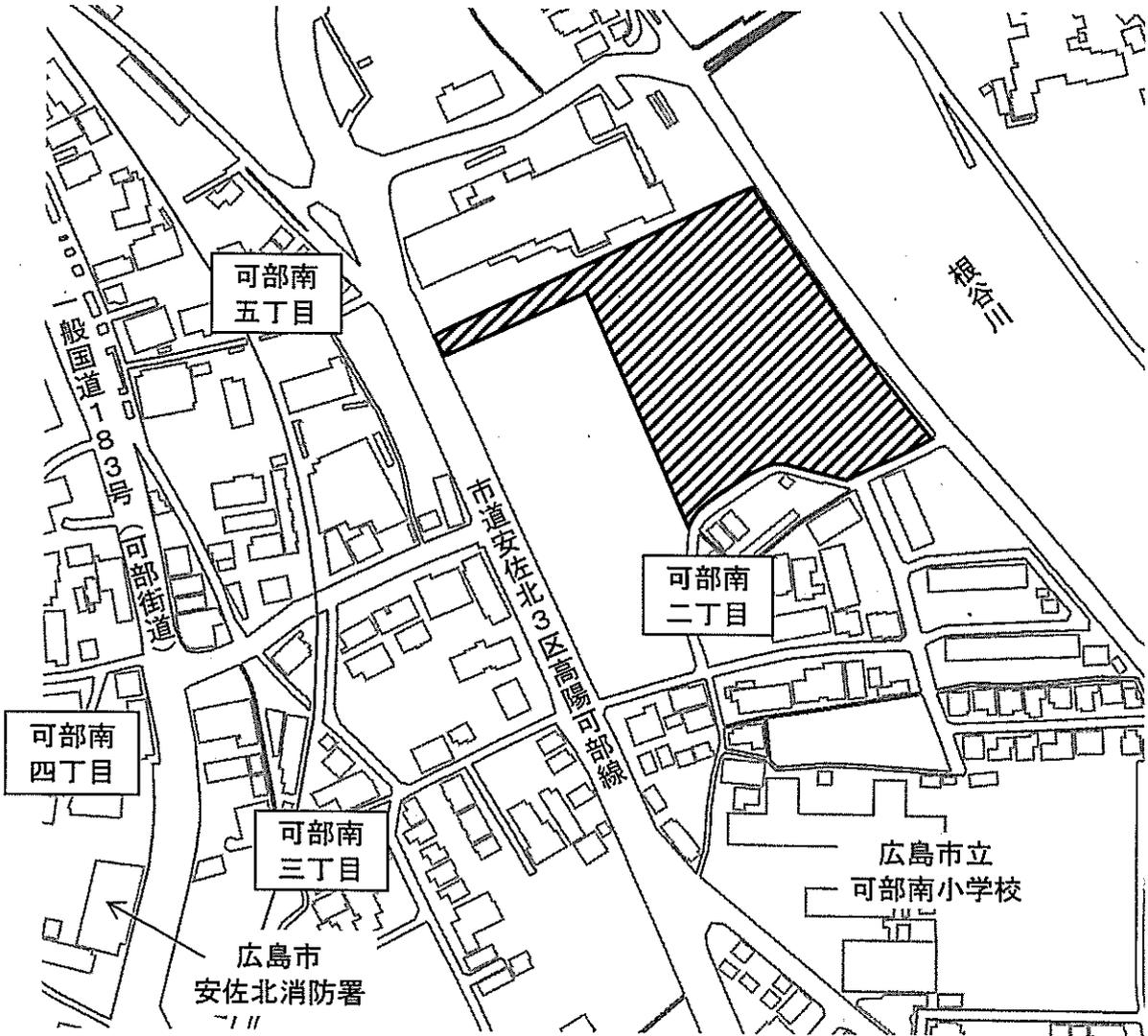
広島市長 松 井 一 實

請負金額49億757万4,540円を50億9,532万2,712円に変更する。

- 第 96 号議案 広島市学校給食センター条例の一部改正について
- 第 97 号議案 広島市安佐北食育交流センター条例の制定について
- 第 104 号議案 変更契約の締結について（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事）



S=1:3,000



設置場所

変更契約の締結議案に対する意見の申出について

中央図書館等移転整備その他工事（その1）に係る変更契約の締結議案（別紙）について、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第102号議案

令和7年9月11日提出

変更契約の締結について

令和6年6月28日付けで広島駅南口開発株式会社と締結した中央図書館等移転整備その他工事（その1）の委託契約の一部を次のとおり変更するものとする。

広島市長 松 井 一 實

委託金限度額12億263万円を12億6,561万1,600円に変更する。

変更契約の締結議案に対する意見の申出について

中央図書館等移転整備その他工事（その2）に係る変更契約の締結議案（別紙）について、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第103号議案

令和7年9月11日提出

変更契約の締結について

令和6年9月30日付けで大林・広成特定建設工事共同企業体と締結した中央図書館等移転整備その他工事（その2）の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

広島市長 松 井 一 實

請負金額47億1,020万円を47億9,738万4,900円に変更する。